

令和7年度 事業計画 (案)

法人本部

1. 基本方針

同朋相互扶助の仏教精神に基づく愛知育児院の基本理念は創立以来変わることなく、今年で139年続くこととなります。その基本理念を「いのちの輝き」という具体的な指標として掲げ、令和7年度も現代社会に呼応した社会福祉活動を推進していきます。

歴史を誇る児童養護施設「南山寮」と地域小規模児童養護施設の「みなみ」、「やまなみ」、静かな環境と広いグラウンドを持つ「幼保連携型認定こども園南山ルンビニー園」、手厚い介護で人気が高い高齢者施設「南山の郷」と「みなみやま」、これらが同一の敷地内にある強みを活かし、愛知育児院の特色をアピールしていきます。

2. 主な課題

愛知育児院の最大の特徴である施設間交流（世代間交流）は、新型コロナウイルスの感染防止のため一部の活動が令和6年度現在でも制限されています。令和7年度は感染状況を注視したうえで、さらにもう一步コロナ以前に戻せるよう努めていきます。

経営組織のガバナンス（組織統括）強化、職員のコンプライアンス（法令遵守）は引き続きの課題として取り組んでいきます。

愛知育児院の出来る範囲で、地域の福祉ニーズに応えられるように努めていきます。

3. 主な方策

理事長や各施設長が参加し、毎月1回開かれている法人運営会議により、法人の方針を徹底し、各施設が抱えている問題を共通の課題として話し合います。

職員に対しての日常的なモットーとして、「目配り・気配り・心配り」がさらに浸透していくよう配慮していきます。

令和7年度より、なごやよりどころ相談事業に協力し、地域のよりどころ相談窓口として法人全体で取り組み、福祉を通じた地域貢献を行っていきます。それ以外にも現状以外で地域の福祉ニーズに応えられることはないか、法人及び各施設で検討していきます。

4. 主な行事、会議など

正規職員採用、職場人事辞令発布式・・・4月

監事内部監査・・・5月

理事会開催・・・業務の執行状況により随時開催（目安として3ヶ月に1回程度）

評議員会開催・・・6月、3月は定時評議員会

苦情解決委員会・・・年2回程度

ふれあいまつり・・・10月（未定）

いのちの集い（盂蘭盆会）・・・8月

感謝の集い（報恩講）・・・12月

真宗大谷派名古屋教区第30組法話・・・毎月1回（未定）

真宗大谷派名古屋別院巡回法話・・・毎月1回（未定）

真宗大谷派名古屋別院「心の相談室」相談員による傾聴活動・・・毎月1回（未定）

令和7年度 事業計画（案）

南山ルンビニー園

1. 基本方針

基本理念 南山ルンビニー園（以下、「当園」という。）は、就学前の子どもに関する保育、教育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念と愛知育児院基本指標である「いのちの輝きを追及する」に基づき、よりよい環境の下、保育と教育の場として一人ひとりを尊重しながら適切な発達援助をするとともに、保護者に対する子育ての支援を行います。

保育方針

- ・心身とともに健やかに育成され、一人ひとりの個性を尊重しながら思いやりのある豊かな人間性を持った子どもを育成することをめざします。
- ・保護者と連携をとりながら24時間を視野に入れた保育を心がけ、一人ひとりの成長を喜び共有できる関係の中、安心して子育てができる環境を提供します。

教育方針

- ・遊びの中から「学びの心」を育てることを基本とし、さまざまな体験を自分のものにするとともに友達と共有できる子どもを育成することをめざします。
- ・「考える力」を育むことにより「よりよく生きる力」となるように環境を設定することをめざします。

めざす子ども像

- 人間が大好きで地球が大好き、そして大切に思える子
 - ・生まれてきたことを喜び、自信を持って生活ができる子
 - ・周りの人がかけがえのない存在であることに気づき、大切に思える子
 - ・自然のすばらしさや不思議さを感じ、自然を大切に思える子
- 毎日の生活を楽しみ、さまざまな体験を自分のものにできる子
 - ・感動・驚き・疑問を持ち、考え、表現する子
 - ・友だちと喜びや悲しみなど様々な感情を共有できる子
 - ・自分で楽しみを見つけ生活できる子

2. 主な課題

- （1）子どもの発達過程と保育・教育の視点を明確にしながらカリキュラムの設定をします。
- （2）日々の生活の中で「考える力」を育む活動や環境設定をし、教育の基本となる「学びの心」を育てます。
- （3）多様化する保護者の就労状況やニーズに配慮しながら、子育てと仕事の両立がスムーズにできるように、また、子育てが楽しくできるように支援していきます。
- （4）在園児、未就園児を問わず地域の子育て支援をします。

- (5) 他施設（高齢者施設）との定期的な交流を図ることにより、世代間交流を特色とした幅広い保育の実践の場とします。
- (6) 1号認定子どもの受け入れをスムーズにしながら、家庭支援のために教育時間外の延長時間に対応をします。
- (7) 保育内の業務のICT化をさらに充実させて業務を軽減し、保護者にも園生活を理解してもらいやすくします。（登降園管理・毎日の記録を導入）
- (8) 園内研修として公開保育を定期的に行い職員同士見学・検討し保育の向上につなげていけるようにします。また、全職員が行事の在り方を理解して取り組めるようにします。
- (9) 栄養士・調理員を中心に食育活動を充実させていきます。

3. 主な方策

- (1) 一人ひとりの育ちを考慮しつつ適切なカリキュラムを作成します。
 - ・各年齢に合った養護と教育を踏まえたカリキュラムの設定をします。
 - ・24時間を視野に入れ、家庭的でくつろげる場と集中して遊べる場との適切で調和の取れた空間となるよう工夫します。
 - ・乳児保育では家庭的で穏やかな環境を大切にし、一人ひとりの発達に合わせた援助を職員で共通認識し愛情深くかかわっていきます。
 - ・幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う経験ができるようにしていきます。
 - ・0歳児から小学校就学前までの一貫した保育と教育を発達の連続性を考慮して展開していきます。
 - ・各年齢に応じた保育と教育を提供し、その積み重ねを大切にして無理のないカリキュラムを作成します。
 - ・幼児クラスでは教育的な内容を明確にしながらカリキュラムを作成します。また、認定により区別することなく養護と教育が受けられるようにします。
 - ・発達援助の必要な子どもには個別の計画を立て、ケース検討会等で職員全員が共通理解をし、援助していきます。
 - ・年長クラスは小学校への移行期と考え、小学校と連携した活動や移行に向けてのカリキュラムの設定をします。
 - ・各年齢でグループ保育を行い、一人ひとりの育ちを丁寧に見られるようにします。
- (2) 「あそび」の中から「学び」を引き出す教育を実践していきます。
 - ・長期の発達を見通した年や期の長期指導計画と具体的に子どもの発達や生活や興味を反映した短期指導計画を作成し、臨機応変に実践していきます。
 - ・人とのかかわりのなかで「心が動かされる体験」ができるように環境を整え、そこから次の活動が生み出され園生活が充実したものになるよう援助します。
 - ・「教える」ことではなく「気づく」ことを大切にし、その「気づき」を友達と一緒に発展させていけるように見守り、援助していきます。
 - ・失敗しても成功してもその「過程」を大切にし、自信につなげ「自己肯定感」がもてるように援助していきます。

- ・保育の連続性を踏まえ年齢に応じた取り組みや対応をし、スムーズに成長していけるよう援助していきます。

(3) 園と保護者が子どもの育ちを共通理解し、協力しあって子育てをしていきます。

- ・24時間を視野に入れた子育てをするために、家庭との連携を深めていきます。
- ・クラス懇談会や個人懇談、また、必要に応じて日常の子育て相談を受け、子どもの育ちが理解してもらえるよう働きかけていきます。また、保育参観やビデオ配信をして子どもたちの園での様子を見てもらえるようにします。
- ・1号認定子どもの教育時間外の延長時間に対応した一時預かりをしていきます。
- ・発達につまずきのある子どもには保護者と連携をして、その子に合った援助をしていきます。
- ・保護者には丁寧できめ細やかな対応をして、理解や協力を得られるようにします。
- ・園の行事・保育・取り組み等について定期的にアンケートをとり、保護者が何を望んでいるかを分析し、より協力や理解が深まるようにします。

(4) 地域の子育て世代の支援をしていきます。

- ・地域の子育て支援の充実をはかり、子育てに関する相談、講演会、講座等をルンビニーひろばにおいて開催していきます。
- ・子育て中の世代だけでなく、出産前の方が子育てに対し少しでも不安がなくなるように、わいわいひろばや講演会に参加してもらえるようにします。
- ・園庭開放をして、地域の方にも開かれた園でいられるようにします。

(5) 日常的に世代間交流ができる環境を整えていきます。

- ・高齢者施設との交流を園児も利用者の方も負担にならずに、日常的に交流ができるような環境を整えていきます。
- ・季節の行事など一緒に参加できる機会を設けます。
- ・実習生や高校生・大学生などの受け入れをし、保育士・介護士の育成を大学と提携して行います。

(6) 職員の資質を向上させていきます。

- ・クラス毎に年間のテーマを決め、子どもたちの成長を見守るとともに職員の専門性の向上を図るようにします。
- ・子どもの育ちや発達を捉えたうえで、成長を促す活動を提供できるように、園内研修をしていきます。
- ・保護者対応や職員間の連携がスムーズにいくよう園内研修等を通してコミュニケーション力が身につくようにしていきます。
- ・一人ひとりが自分の役割ややるべきことを理解して保育に望めるよう、年に2回また、必要があれば随時面談を行います。
- ・行事の取り組み方を共通に理解してうえで、子どもも職員も無理なく楽しんで取り組めるようにしていきます。
- ・職員自身が「安心」と「向上心」がもてるような職場環境を作るように努めます。
- ・専門分野の実技研修に参加し、園内研修などを通して職員全体で共有していける

ようにします。

・職員休憩室を新たに設置し休憩を取りやすい環境を作ります。

4. 行事予定

- 4月 ・入園式 ・花まつり(高齢者交流事業)
- 5月 ・子どもの日の集い ・クラス懇談会 ・野菜の苗付け(園庭) ・園児健康診断
- 6月 ・歯科検診 ・歯みがき指導 ・個人懇談 ・プラネタリウム見学(年長児)
・保育参観(乳児クラス)
- 7月 ・七夕会(保育内) ・お泊まり保育(年長児) ・野菜の収穫(園庭)
- 8月 ・夏まつり(保育内) ・防災訓練(法人施設合同)
- 9月 ・敬老のお祝い(高齢者交流事業)
- 10月 ・運動会(保護者参観) ・秋の遠足(園児と職員) ・人形劇鑑賞(幼児対象)
- 11月 ・保育参観(3歳児以上) ・園児健康診断
- 12月 ・子供の報恩講(東別院・年長児) ・音楽会(3歳児以上) ・クリスマス会
・お餅つき
- 1月 ・初詣(興正寺・幼児) ・クラス懇談会
- 2月 ・豆まき(全園児) ・おこしものづくり
- 3月 ・おゆうぎ会(保護者参観) ・おわかれ遠足(年長児) ・入園説明会
・お別れパーティー ・卒園式 ・防災訓練(法人施設合同)

月例行事
会 議 ・避難訓練 ・絵本貸出し ・誕生会 ・身体測定
・職員会議 ・クラス会議 ・ケース会議 ・リーダー会議 ・行事会議
・給食会議 ・法人連絡協議会 ・その他

交流事業 ・デイサービスの方との月例交流・誕生会(年長児)
・南山の郷(1F・2F)の方とお楽しみ会(月1回・年長児)
・みなみやまの方とお楽しみ会と誕生会(年中児)

特別教室 (通年)たいそう教室(3・4・5歳児) ・えいごで遊ぼう(3・4・5歳児)
(短期)お茶教室(年長児) ・そろばんと仲良くなろう(年長児)

保健衛生 ・職員健康診断・職員検便・職員予防接種

5. その他

子育て支援 ・ルンビニーひろばの開催 1/月 未就園児とその保護者

4月：手がたをとろう

5月：製作あそび

6月：看護師を交えて

7月：水遊びのおもちゃ作り

8月：新聞紙遊び

9月：保健師さんを囲んで

10月：運動会ごっこ

11月：園での生活を体験

1 2月：クリスマスパーティー

1月：鬼を作ろう

2月：おもちゃであそぼう

3月：大きくなったね

- ・わいわいひろば 1／月 未就園児とその保護者・妊娠中の方
お母さんたちの情報交換もしながら手遊びをしたり、おもちゃで遊んだり
します。また、出産前の方も交えて子育てについて気軽に話ができるように
します。
- ・園庭開放 1／週（水曜日・雨天中止）10時30分～12時
- ・随時電話相談受付

2025年度4月1日在籍予定数

正規職員 25名

パート職員7名

3号認定			2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2・3号	1号
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計	合計
7	20	23	25	1	24	1	24	1	122	3

- ・1号認定・・・保育の必要性のない満3歳以上の子ども
- ・2号認定・・・保育の必要性のある満3歳以上の子ども
- ・3号認定・・・保育の必要性のある満3歳未満の子ども

令和7年度 事業計画（案）

児童養護施設 南山寮

1. 基本方針

- ・児童養護施設南山寮職員一同は、愛知育児院の理念である「人間性豊かな人間形成『いのちの輝き』を追求する」という基本指標を常に念頭に置き、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境作りと丁寧な支援に努め、社会的自立に向けて全力でサポートします。
- ・子どもの意見や人格を尊重すると同時に、子どもの権利を擁護する立場として、日々の関わりの中で常に『子どもの最善の利益とは何か』を探究する姿勢と支援を心掛けます。
- ・専門性の高い支援を実施するため、入所前の丁寧なアセスメントを実施し、支援目標を明確化するなど、見通しを持った支援を行います。また、児童相談所や子ども福祉課、子どもたちが通う学校、各種相談支援センターといった関係機関との連携を保持しつつ、退所後も切れ目のない支援が継続されるよう、アフターケアの充実にも努めます。
- ・共同生活を送る中で、互いに助け合い、認め合える仲間作りを通じて、他人の立場を慮る心や、周囲の人々のサポートに対して、感謝の気持ちを忘れない心を大切に育てます。

2. 主な課題

- (1) 家庭養育優先原則に則り、今後も施設の小規模化が求められます。「良好な家庭的環境」を整えるべく、本体施設の小規模化について検討する必要があります。
- (2) 日々の暮らしが快適でより豊かなものとなるために、生活の基本である衣食住を軸とした支援について再考するとともに、子どもが安心、安全に暮らせる環境作りを継続すべく、子どもの意見表明の保障を含めた権利擁護の更なる推進と、情緒の安定を図るための様々な取り組みが必要です。
- (3) 予期せぬ事故や災害に対するリスクマネジメントに努め、いざ、という時に、子どもも大人も迅速な行動が取れるよう、大規模な災害が発生した際に活用できる技術や知識を学ぶための実践的な訓練を実施する必要があります。
- (4) 子どもの心身の健康を守るため、病気やケガ、アレルギー等に対する知識やその対処法についてしっかりと学ぶ必要があります。また、大人による不適切な関わりを受けた子どもが抱える困難についても深い理解が必要です。それぞれの分野において、全職員が積極的な研修受講を通じて援助技術や専門性の向上を図り、施設全体の養育力を高める必要があります。
- (5) 社会的自立について、一人ひとりの子どもが抱える背景や状況、生活力等よく考慮した上で、『自立の時期』を丁寧に検討する必要があります。
- (6) 児童養護施設が有する機能と強み（職員の専門性）を、地域の福祉ニーズにどのように活かしていくべきか、今後も検討が必要です。

3. 主な方策

- (1) 入所児童が心身ともにリラックスできる住空間を整えるため、相部屋となっている居室を段階的に個室化しプライバシー確保に努めます。
- ・ 3軒目となる地域小規模児童養護施設開所についての検討

- (2) 間接処遇職員、直接処遇職員が一丸となって、子どもの五感を刺激できる “豊かな食環境”の更なる充実を図るため、調理スタッフ現場職員との協働姿勢をもって改善を進めていきます。子どもとの関わりにおいては、子どもの人格を尊重し、子どもの最善の利益と権利擁護を第一に考え、安心、安全な環境作りに努めます。
- ・現場職員、厨房職員によるユニット調理実施の増加（土日の部屋調理の実施）
 - ・ユニットごとの外食の実施
 - ・権利擁護委員会による職員教育の実施（人権教育）
 - ・QOL向上プログラムの積極的活用とアドボカシー（意見表明権の担保）
 - ・児童養護施設運営指針の遵守、ヒヤリハットの検証、全養協人権擁護のためのチェックリストの活用、名養協子どもの権利擁護委員会で策定した乳幼児版子どもの権利ノート『たいせつなあなた』の活用
- (3) 子どもの健康ならびに災害時の安全を守る為、心肺蘇生法を始めとした応急手当など、緊急時にこれらの知識や技術が活用できるよう継続した教育の場を設け、対応力の向上を図ります。
- ・救命救急講習・各種アレルギー研修・子どもの怪我や病気対応等の研修受講
 - ・BCP策定マニュアルについて、職員・子ども向けの研修実施
 - ・防災対策用品および感染症対策の拡充
 - ・防災用品を活用した災害訓練に実施
- (4) ケアニーズが高い子どもに適切に対応できるよう、ケアスタッフならびに各専門職や各関係機関との連携に努め、チームワークを大切にしながら個別ケアの充実を図ります。
- ・施設内研修の実施（子どもの心のケアに対する理解）
 - ・ケースカンファレンス（事例検討会議）の実施
 - ・子どもの意向や課題を明確にした自立支援計画の策定とその検証
 - ・名養協主催の研修を始めとした外部研修の受講
 - ・入所児童の学齢に合わせた性教育や人権教育の実施
 - ・生い立ちの整理
- (5) 子どもの社会的自立を多角的な視点で捉え、一人ひとりに沿った支援が必要となります。これまでの実践をベースとして、自立支援、退所後支援の更なる支援の充実に努めます。
- ・なごやかステップアップセミナーへの積極的な参加
 - ・職員と児童が共に学び合う「南山寮セミナー」の企画、運営を通じて、職員の自立支援、退所後支援に対する意識向上
 - ・自立に必要な知識習得や情報提供を掲載した自立支援新聞の定期的な発行
 - ・自立訓練室の積極的な活用を促し、自活に必要な生活スキルの習得
 - ・アフターケア事業の充実（退所者を招いたふれあいBBQの開催とアフター食堂）
- (6) 地域の福祉ニーズに対しどのような貢献ができるか、市町村、児童相談所と相談しながら地域の子育て支援の一役を担います。
- ・虐待等により児相に一時保護された児童の受け入れ
 - ・家庭復帰した家庭に対する育児相談等を含めたアフターケアの実施

- ・ショートステイの受け入れ
- ・よりどころサポート事業の実施

4. 行事予定

<会議>

職員会議・チーム会議・フロア会議・給食担当者会議・子どもの権利擁護委員会
 (月1回)
 リービング&アフターケア委員会・「食育」審議会・進路委員会 (年5～6回)
広報・IT委員会(随時)
 安全衛生委員会・防災(BCP策定)委員会・セラピー報告会(年2回)
 児童相談所職員との懇談会(6月)

<月行事>

誕生日会・防災訓練・児童対応訓練(第三水曜)・夕食会

<年間行事>

各学校入学式・卒業式・修学旅行・体育祭・文化祭
 児童健康診断(6月・2月) インフルエンザ予防接種(11月・12月実施)
 フッ素塗布(6月・11月・2月) 法人総合防災訓練(年2回実施)
 ユニット行楽行事 自立支援研修(南山寮セミナー)
 各種招待行事参加(スポーツ観戦や観劇・食事会・行楽等)
 幼児海の家(野間) 「山の家(スキー・スノーボード)」(1月)
 QOL向上プログラム(年5回) 卒業旅行(幼・小・中)

<名古屋市社会的養育施設協議会の行事>

学童海の家(篠島) 福祉絵画展 スポーツ大会 フットサル大会
 なごやかステップアップセミナー(自立支援研修)

<研修>

- ・名古屋市社会的養育施設協議会主催の各種研修
- ・中部児童養護施設協議会や愛知県社協児童ホーム部会等主催の各種研修
- ・全国児童養護施設長研究協議会
- ・施設内研修(外部講師による実施)
- ・(テーマ)食育・生き立ちの整理・救命救急研修・性教育

5. その他

- ・入所児童の定員数: 43名
- ・職員数 38名
 (直接処遇職員23名 間接処遇職員6名 非常勤職員9名)

令和7年度 事業計画（案）

地域小規模児童養護施設 みなみ

1. 基本方針

- ・地域小規模児童養護施設やみなみ職員一同は、愛知育児院の理念を継承しつつ、「人間性豊かな人間形成『いのちの輝き』を追求する」という基本指標を常に念頭に置き、子どもたちが心身ともに健やかに環境作りと丁寧な支援に努め、社会的自立に向けて全力でサポートします。
- ・子どもの意見や人格を尊重すると同時に、子どもの権利を擁護する立場として、日々の関わりの中で常に『子どもの最善の利益とは何か』を探究する姿勢と支援を心掛けます。
- ・人と人のつながりを大切にし、地域社会や近隣住民との積極的な関わりを通じて地域に溶け込み、『顔の見える・支え合える関係作り』に努めます。
- ・児童相談所や子ども福祉課など、関係機関との連携に努め、入所中の自立支援はもちろん、退所後も切れ目のない支援が継続されるよう、アフターケアの充実に努めます。
- ・共同生活を送る中で、互いに助け合い、認め合える仲間作りを通じて、他人の立場に立って考える心、周囲の人々のサポートに対する感謝の気持ちを忘れない心を大切に育てます。

2. 主な課題

- (1) 地域の民家を借用した暮らしの中で、職員をはじめ、子ども同士が良い人間関係の中で安心して生活できる環境が必要です。より一層また、地域に根ざした運営をしていく中で、近所同士の見守りや支え合う力といった地域コミュニティを築く必要があります。
- (2) 子どもの心身の健康を守るための衛生管理を徹底するとともに、予期せぬ事故や災害、怪我、などに対するリスクマネジメントに努め、いざ、という時のために適切な対応が取れるよう、実践的な訓練を通じて対応力を高める必要があります。
- (3) トラウマ反応による行動化が顕著な児童に対するチームアプローチや、支援が難しい状況になった際の職員救援体制を整える必要があります。
- (4) 社会的自立について、一人ひとりの子どもが抱える背景や状況、生活力等よく考慮した上で、『自立の時期』を丁寧に検討する必要があります。
- (5) 地域小規模児童養護施設の自立担当職員を中心に、地域小規模を退所した児童らのアフターケアの更なる充実に図り、「みなみ」から巣立った子どもたちの実家機能を果たすべく、退所後も『人とのつながり』を常に感じられる支援を行う必要があります。

3. 主な方策

- (1) 地域社会や近隣住民との協力、信頼関係を築く中で、社会的養護を必要とする子どもたちへの地域住民の理解と、『みなみ』に対して支援的な空気が自然と形成されるような関係作りを追求します。
- (2) 子どもの健康ならびに安全を守る為、心肺蘇生法を始めとした応急手当等など、緊急時にこれらの知識や技術が活用できるよう教育の場を設け、対応力の向上を図ります。また、災害時の対応に備え、居住地域の防災活動にも目を向け、あらゆる想定の中での避難の在り方を検討します。

・学区防災拠点活動の把握

- ・BCP 策定内容について、職員・子ども向けの研修の実施
- ・食品衛生管理講習の受講
- ・救命救急講習の受講

(3) やまなみスタッフとみなみスタッフの交流機会を設け、同学区に存在する利点を活かした支援体制の在り方を検討します。また、子どもの心のケアに対する理解を深め、個別ケアの充実に繋がります。

・地域小規模児童養護施設間の定期懇談会

・ケースカンファレンスの実施

(4) 子どもの社会的自立について、多角的な視点で捉え、一人ひとりに沿った自立支援の在り方を検討します。また、子どもの意向や課題を明確にした自立支援計画を策定し、PDCA サイクルを活用した自立支援を行います。

- ・職員と児童が共に学び合う「南山寮セミナー」の企画、運営を通じて、職員の自立支援、退所後支援に対する意識向上
- ・高校生は、アルバイトを通しての社会経験の涵養と、自立資金の確保
- ・児童福祉司を交えたケース協議の開催
- ・ケアスタッフと自立支援担当職員との連携強化

(5) 就職者、進学者それぞれの社会生活の安定に寄与すべく、自立支援担当職員を中心とした定期的な連絡や訪問を実施します。また、支援団体との連携も図りながら退所した子どもたちを支えてくださる方々とのご縁を大切に、人間関係を繋いでいきます。

・アフター食堂の実施

・各種支援機関イベントの参加

4. 行事予定

<会議>

職員会議 チーム会議 ホーム会議（以上月1回）

リービング&アフターケア委員会（5回）食育審議会（5回）広報・IT委員会（4回）

権利擁護委員会（5～6回）進路指導委員会（2～3回）BCP委員会（4回）

安全衛生委員会（4回）セラピー報告会（年2回）児童相談所職員との懇談会（年1回）

<月行事>

誕生日会・夕食会・防災訓練

<年間行事>

小学校卒業式 高校生修学旅行

各種招待行事参加（観劇や食事会等） 防災訓練

児童健康診断（6月・2月） インフルエンザ予防接種（11月・12月実施）

ホーム行楽 みなみ海水浴 みなみ宿泊旅行 南山寮自立支援セミナー

山の家（スキー・スノーボード） QOL向上プログラム（児童面談）年4～5回

<名古屋市社会的養育施設協議会の行事>

なごやかステップアップセミナー（自立支援研修）

スポーツ大会 フットサル大会

<研修>

- ・名古屋市社会的養育施設協議会主催の各種研修
- ・中部児童養護施設協議会や愛知県児童ホーム部会等主催の各種研修
- ・Z o o mを利用した研修や南山寮での外部講師を招聘しての施設内研修
- ・施設内研修（外部講師による性教育・アンガーマネジメント・救命救急研修）
- ・小舎制養育研究会

5. その他

- ・入所児童の定員数： 6名
- ・職員数： 5名（いずれも女性職員）
（南山寮からの宿直支援スタッフ2～3名）

令和7年度 事業計画（案）

地域小規模児童養護施設 やまなみ

1. 基本方針

- ・地域小規模児童養護施設やまなみ職員一同は、愛知育児院の理念を継承しつつ、「人間性豊かな人間形成『いのちの輝き』を追求する」という基本指標を常に念頭に置き、子どもたちが心身ともに健やかに環境作りと丁寧な支援に努め、社会的自立に向けて全力でサポートします。
- ・子どもの意見や人格を尊重すると同時に、子どもの権利を擁護する立場として、日々の関わりの中で常に『子どもの最善の利益とは何か』を探究する姿勢と支援を心掛けます。
- ・人と人のつながりを大切にし、地域社会や近隣住民との積極的な関わりを通じて地域に溶け込み、『顔の見える・支え合える関係作り』に努めます。
- ・児童相談所や子ども福祉課など、関係機関との連携に努め、入所中の自立支援はもちろん、退所後も切れ目のない支援が継続されるよう、アフターケアの充実に努めます。
- ・共同生活を送る中で、互いに助け合い、認め合える仲間作りを通じて、他人の立場に立って考える心、周囲の人々のサポートに対する感謝の気持ちを忘れない心を大切に育てます。

2. 主な課題

- (1) 地域の民家を借用した暮らしの中で、職員をはじめ、子ども同士が良い人間関係の中で安心して生活できる環境が必要です。また、地域に根ざした運営をしていく中で、近所同士の見守りや支え合う力といった地域コミュニティを築く必要があります。
- (2) 子どもの心身の健康を守るための感染症対策を徹底するとともに、予期せぬ事故や災害に対するリスクマネジメントに努め、いざ、という時のために適切な対応が取れるよう実践的な訓練を通じて対応力を高める必要があります。
- (3) 地域小規模児童養護施設職員間の協力体制の在り方について検討し、職員が救援を求めやすい支援体制を整える必要があります。
- (4) 社会的自立について、一人ひとりの子どもが抱える背景や状況、生活力等よく考慮した上で、『自立の時期』を丁寧に検討する必要があります。
- (5) 地域小規模児童養護施設の自立担当職員との連携の下、地域小規模を退所した児童らのアフターケアの更なる充実に図り、「やまなみ」から巣立った子どもたちの実家機能を果たすべく、退所後も『人とのつながり』を常に感じられる支援を行う必要があります。

3. 主な方策

- (1) 地域社会や近隣住民との協力、信頼関係を築く中で、社会的養護を必要とする子どもたちへの地域住民の理解と、『やまなみ』に対して支援的な空気が自然と形成されるような関係作りを追求します。
- (2) 子どもの健康ならびに安全を守る為、心肺蘇生法を始めとした応急手当等など、緊急時にこれらの知識や技術が活用できるよう教育の場を設け、対応力の向上を図ります。
また、災害時の対応に備え、居住地域の防災活動にも目を向け、あらゆる想定の中での避難の在り方を検討します。

・学区防災拠点活動の把握

- ・BCP 策定内容について、職員・子ども向けの研修の実施
- ・食品衛生管理講習の受講
- ・救命救急講習の受講

- (3) みなみスタッフとの交流機会を設け、同学区に存在する利点を活かした職員間の支援体制の在り方について検討します。また、子どもの心のケアに対する理解を深め、個別ケアの充実に繋げます。

・地域小規模児童養護施設間の定期懇談会

・ケースカンファレンスの実施

- (4) 子どもの社会的自立について、多角的な視点で捉え、一人ひとりに沿った自立支援の在り方を検討します。また、子どもの意向や課題を明確にした自立支援計画を策定し、PDCA サイクルを活用した自立支援を行います。

- ・職員と児童が共に学び合う「南山寮セミナー」の企画、運営を通じて、職員の自立支援、退所後支援に対する意識向上
- ・高校生は、アルバイトを通しての社会経験の涵養と、自立資金の確保
- ・児童福祉司を交えたケース協議の開催
- ・ケアスタッフと地域自立支援担当職員との連携強化

- (5) 就職者、進学者それぞれの社会生活の安定に寄与すべく、自立支援担当職員を中心とした定期的な連絡や訪問を実施します。また、支援団体との連携も図りながら退所した子どもたちを支えてくださる方々とのご縁を大切に、人間関係を繋いでいきます。

・アフター食堂の実施

・成人を祝う会の実施

・各支援機関が主催するイベントの参加

4. 行事予定

<会議>

職員会議・チーム会議・ホーム会議（以上月1回）

リービング&アフターケア委員会（5回）食育審議会（5回）広報・IT委員会（4回）

権利擁護委員会（5回～6回）進路委員会（2回～3回）・BCP委員会（4回）

安全衛生委員会（4回）セラピー報告会（年2回）児童相談所職員との懇談会（年1回）

<月行事>

誕生日会・夕食会・防災訓練

<年間行事>

中学校入学式・高校卒業式

各種招待行事参加（観劇や食事会等） 防災訓練

児童健康診断（6月・2月） インフルエンザ予防接種（11・12月実施）

歯科検診（フッ素塗布） ホーム行楽 やまなみ海水浴 やまなみ日帰り旅行

山の家（スキー・スノーボード） 南山寮自立支援セミナー

QOL 向上プログラム（児童面談）年4～5回

<名古屋市社会的養育施設協議会の行事>

なごやかステップアップセミナー（自立支援研修）

スポーツ大会 フットサル大会

<研修>

- ・名古屋市社会的養育施設協議会主催の各種研修
- ・中部児童養護施設協議会や愛知県児童ホーム部会等主催の各種研修
- ・Z o o mを利用した研修や南山寮での外部講師を招聘しての施設内研修
- ・施設内研修（外部講師による性教育・アンガーマネジメント・救命救急研修）
- ・小舎制養育研修会

5. その他

- ・入所児童の定員数：6名
- ・職員数：5名（男性4名・女性1名）
（南山寮からの宿直支援スタッフ2～3名）

令和7年度 事業計画（案）

特別養護老人ホーム南山の郷

1. 基本方針

- （1）利用者の一人一人が、主体性をもった個人として尊重され、地域社会の中でそれまでの生活（生活スタイル）と「日常性」が継続でき、利用者がその方らしく生き生きと明るく、楽しく、安心して暮らせるよう支援していきます。
- （2）尊厳ある生活の保障に努めながら、「その人らしい生活を最期まで送れること」の思いを大切にし、寄り添い支えていきます。

2. 主な課題

- （1）「権利擁護」の認識と、尊厳あるサービスの向上
- （2）要介護者であっても、日常及び人生最期までの意思決定支援ができるようにしていくための仕組みづくりと実践化
- （3）科学的介護（自立支援ケア）に基づくサービスの提供とケアマネジメント
- （4）生活環境・生活空間の改善
- （5）職員の専門性と資質の向上
- （6）働く環境の改善・整備
- （7）基本を整え、適切で統一した組織運営づくり（「南山の郷」「みなみやま」は一つの複合的なサービス）
- （8）法令遵守を重視し介護報酬改訂に対応した体制整備
- （9）サービスの垣根を越えた相互利用の推進
- （10）地域の高齢者・障がい者のニーズへの生活支援
- （11）外部ボランティアの積極的な活用と受入れ体制の整備
- （12）災害・感染症に強い施設づくり

3. 主な方策

- （1）個人の生き方を尊重し、本人が「自分の人生」を選択して暮らしがしていけるよう、「安全」「安心」「選択の自由」が保持される介護サービス体制・環境の整備に取り組みます。
 - ▽ 高齢者虐待・身体拘束・人権保持に関する基本的な考え方を認識する教育の場を持ちます。
 - ▽ 不適切なケアを生み出す背景を理解して、対策を施設全体で検討し、不適切ケア・虐待を未然に防ぐ施設をつくります。
- （2）利用者が、個々の人生観や価値観を踏まえて、日常及び人生の最終段階における意思決定ができるよう取り組みます。
 - ▽ 施設内の学習会により「アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の考えを取り入れます。職種を限定せず周知できるようにします。

▽ 既存の仕組みの中で、ケアマネジメントを軸として意思決定支援の実践化を図ります。日常面、治療やケアに関して意思決定支援の方法・タイミングを多職種で協議し実践します。

(3) 利用者の「その人らしい生活」の支援に向けた個別ケアの視点を大切に、科学的介護情報システム（LIFE）の活用と多職種協働により、情報管理や分析、対応が効率的・効果的にできる体制を整えます。実践的 PDCA サイクルの推進・ケアの向上を評価するケアマネジメント体制を構築します。そして、利用者の生活歴を生かした暮らしの支援を通じて、暮らしの満足や楽しさが持てるよう、根拠と成果を意識しながら実施していきます。支援方針及び内容の「見える化」を図り、また、科学的情報システム（LIFE）のフィードバックを分析し、職員にもご家族にもケア内容や支援の根拠が明確にわかるよう工夫します。LIFE の活用について、事業所内で学ぶ機会を設け、複数の職種が分析活用できるように進めます。

1) 科学的介護の実践について

①認知症ケア：認知症のタイプや進行状況、精神疾患や障がい等について専門医の診断とアドバイスを基に、認知症の行動・心理症状（BPSD）への対応だけでなく、発現の未然予防、早期対応を多職種協働でより専門性高く努めます。認知症チームケア推進研修の受講を順次進め、委員会の活動とともに専門性を高め、多職種を交えたチームケアを実践します。

②栄養管理と常食化：食事観察（ミールラウンド）や栄養管理に ICT を活用し、多職種で情報を科学的に評価しながら、栄養ケアマネジメントを行います。管理栄養士や機能訓練指導員による退院時の病院との連携にも生かし、利用者の身体状況に合わせた食事形態や食事方法の共有化を図ります。また、できる限り口から食べる常食化の取組みを継続します。美味しく食べしつかりと栄養を摂る工夫として、酵素を使った軟菜食の全面導入を進めます。新たな調理法を模索し、常食と比較しても損なわない味と見た目を実現します。

③口腔ケア・リハビリ：口から美味しく食べることと誤嚥性肺炎の防止として、歯科衛生士による口腔指導、個別の口腔ケア、言語聴覚士による嚥下リハビリ、言語訓練を行います。経口摂取や食事形態の判断は歯科医師との連携により、嚥下内視鏡検査の結果を基に客観的に判断し安全に実施します。

④機能訓練：医学的評価に基づき定期的に個々の生活目標に沿った個別機能訓練を実施します。専門職が作成した計画に沿って多職種が協働して生活場面での訓練に取り組みます。また、施設内在宅サービス（ショートステイ、デイサービス）併用の利用者の機能訓練は、相互サービスで訓練計画の内容を共有し方向性の定まった訓練の実施に努めます。

⑤姿勢ケア：ポジショニング（主にベッド上での姿勢保持）とシーティング（椅子や車いすでの座位姿勢）の知識と技術を活かし、生活の場面に応じた姿勢ケアの統一を図ります。専門職のアドバイスを受けながら、利用者の心身の安楽と安全な介助を実践し、拘縮や誤嚥、褥瘡の予防に繋がります。

⑥排泄機能の向上：超音波機器や ICT・IoT の活用でデータ分析を生かしたケアに取り組みます。専門家による排泄ケアの勉強会を開催し、トイレやおむつなど場面手段に応じた個別ケアを実施、コストカットも含めた排泄ケアの適正化に努めます。褥瘡を予防した快適な排泄ケアの認定資格としてアテントマイスターの取得を推進し、職員自身が指導できる体制を作ります。

⑦看取りケア：医療機関と連携を取りながら、介護施設での看取りを多職種連携で家族と共に考え、学びながら実現していきます。医療的判断だけではなく、利用者の人生最期の過ごし方を考えた看取り期のケアに努めます。

⑧在宅支援：特養の入所者であっても、外出支援、一時帰宅の実現が可能であることを実感できるように職員・家族と連携しながらケアに取り組みます。窓口の発信等、住み慣れた地域・自宅との繋がりが継続できるような相談体制を周知させます。在宅復帰の可能性も協議していきます。

⑨社会参加：特養の入所者であっても、職員や利用者が支え合い施設内外の社会活動に参加できるよう支援していきます。敷地内外の清掃や環境整備など、他施設との協同や部分的な参加など、参加方法を検討しながら社会の一員としての暮らしができるよう支援していきます。

▽ 日々のミーティングのあり方、サービス担当者会議やケアプランの内容の充実、現場への反映の方法などチームのレベルアップの仕組みづくりに努めます。ケアプランの内容と実践が常に連動していける仕組みを作ります。

2) 苦情や事故発生時には速やかに状況確認を行い、改善策を日常業務に反映させ、ケアの充実に具体的に活かしていきます。

3) 利用者・家族への説明責任、情報開示、意見聴取など、ご利用者・家族と相互理解を深め合える関係づくりの構築を進めます。

(4) 生活環境・生活空間の改善を図ります。

①利用者の視線や動線に合わせた空間づくりを行います。

②居室や食事スペースとは別に、団欒の場として利用できる寛ぎのスペースを改めて整え、生活の復元をします。

③更新した機械浴槽（寝浴、座浴）と浴槽リフトを活用し、より安全安心で個々に合った快適な入浴の提供します。職員の介護負担軽減、腰痛予防ができるよう手順書作成し仕組みづくりを進めます。

④修繕により安全に配慮した床材に張替えたテラスや、みなみやまとの連絡通路側の憩いスペースは、施設を問わず日常的な利用者の交流の場、お茶や園芸を楽しむ空間として有効に活用していきます。2階テラスは子どもと高齢者が自然に交流できる環境づくりを継続し、立ち寄りたくなるような企画（カフェブース、箱庭など）を検討していきます。

(5) 職員の専門性および資質の向上と介護負担の軽減に努めます。

①部署ごとの役職者による定期的な職員面談を通して、職員の学ぶ意欲や目標を明確化し支援することで、モチベーションの維持・向上と育成を図ります。中間管理職の指導力の強化を図り、個人面談を通じて目標の達成を共に評価し、職員の資質向上と人間力の育成を目指します。

②外部研修への積極的参加、施設内の委員会・勉強会の実施、オンライン研修システムの活用による自己研鑽を図る体制づくりを行い、良質なケアに努めます。

③職員の成長段階、役割に応じた知識・技術や資格習得への支援を行います。「専門的技術指導者」（キャリア段位制度（アセッサー制））の育成を行い、介護職員のキャリア・アップと資質・モチベーションの向上を図ります。

④新人職員の育成と離職低減を図ると共に、人材育成ができる中堅職員の育成と人を育てる風土づくりを進めていきます（プリセプター制度）。また、外国人スタッフが活躍できるよう、職場での定着支援（お互いの文化や生活習慣の理解、業務の標準化や言葉の使い方の工夫等）と、日本の生活ルールや必要な手続き等のサポートを行っていきます。

⑤職員の成長目標・人材育成に繋げるため、「経験別・職能別業務基準」等を活用した評価・

サポートの仕組みを検討・見直しします。評価制度と一旦切り離し、目標立て→面談→育成・サポートに力点を置きながら、継続していける仕組みづくりを構築します。

⑥専門職の基本として、情報共有、報告・連絡・相談の徹底、適切な記録と活用等の徹底を図るとともに体制の整備をします。

⑦利用者の自立支援と職員の腰痛予防の為に、積極的な福祉用具の導入と介護方法の見直し及び腰痛予防研修を行います。介助場面において各種リフトやアシストスーツ等の介護ロボットの活用等、抱上げずに介助できる方法を検討し導入していきます。介護機器の導入品目の増加に応じ、安全適正に活用するため点検体制の仕組みを整備します。

⑧安全な介護と自立支援を促していくために福祉機器（立位サポート機器など）及び福祉用具の導入（移動リフト、超低床介護ベッドなど）を積極的に進めます。新しく導入したミリ波レーダー（生体情報検出システム）により、室温・湿度といった生活環境やバイタルチェック及び排泄のタイミングを把握し、個別ケアに活用します。施設内の勉強会・ミーティングを通して、活用事例を共有し、利用者のケアの質の向上だけでなく職員の負担軽減、業務の効率化を促進します。

⑨多様な人材の活用、ICT・IoTの活用促進と医療・福祉機器との連動をシステム化するなど、記録・書類の簡素化及び効率化を図り、業務の負担軽減を図ります。ミリ波レーダーと連携するケア記録システム、自動記録対応インカムを導入方向とし、生産性向上の取組みを進めていきます。また、ICT・IoTツールを活かし、日常の中で教育訓練方法として活用、経営理念の具現化にも繋げ、仕事の質と労働生産性の向上を図ります。具体的には、各々の介護の場面で手順書を基に業務の標準化を行い、タイムスタディを進めていきます。

⑩個別ケアに即した業務の見直しを行い、コミュニケーションツールの導入、コミュニケーションロボットの活用、介護の質や業務の標準化、業務の効率化を図ります。職員の動き方をフロア単位で見直し、担当制の強化を図ります。

（6）基本を整え、適切で統一した組織運営づくりを目指します。（「南山の郷」「みなみやま」は一つの複合的なサービス）

①第三者評価・内部監査のあり方などを工夫し、サービス・運営に対する適切な評価を行うと共に、情報開示を積極的に行い「透明性」を図りながら、施設運営・サービスに反映させる仕組みづくりをします。

②適宜ルールの見直し、規則・マニュアル・ケア関連様式の整理、手順書の整備を行い、共通の水準でサービスを提供します。

③運営の統一と業務の効率化を目指します。社会保険事務業務・経理代行業務等アウトソーシングを継続し精度向上と効率化を図ります。

④介護報酬収入の増益が見込めない情勢のなか、適正な経営を行う基盤づくりに努めます。給与規程に定める業績連動による人件費配分方式の運用開始を検討します。

（7）「働き方改革」に対応した就労条件の見直しを進めます。

①法改正に即した就業規則、諸規程の見直しをします。

育児と介護のほか、治療との両立をしながら安心して仕事が継続できるよう「療養のための短時間及び短日勤務制度」の理解促進と適切な運用を図ります。

②年次有給休暇の取得促進に取り組みます。雇用形態に関わらず、確実な休日の確保に取り組み、リフレッシュ年次有給休暇取得（年1回4日～5日）を推進し、仕事との両立ができるよう進めます。

仕事の棚卸と業務改善活動により、業務内容及び仕事時間の見直しを図り、残業の削減

に努めます。

③労働時間管理の整理を図ります。そのため職員への労働時間や仕事の管理の理解・周知を行います。

④職場環境の整備（業務の効率化、業務の細分化等による労働時間の見直し、休憩室の改善による休息環境の提供、グループウェアの活用による職員間のコミュニケーションの促進等）を継続します。

（８）法令遵守を重視し介護報酬改訂に対応した体制整備、提供体制及びサービス内容の再検証・充実を図ります。

令和６年４月の介護報酬改定の理解と適正な運営が行えるよう体制を作ります。加算取得によるサービス内容の再検証・充実を図ります。また、利用者負担に配慮して、制度及び加算の目的必要性の理解を求めるため丁寧な説明を行います。改定に準拠し、ケアの質の向上に努めます。

（９）利用者が、法人内の施設の種別を越えて自由に交流することや、利用サービスの違いに関わらず共通したサービス提供ができるよう取り組んでいきます。事業所間で定期的に会議の場を設けるなど、相互利用の方法や調整を行い、垣根を越えたサービス提供の工夫をしていきます。

（１０）地域の高齢者・障がい者のニーズへの生活支援に取り組みます。

①居宅介護支援事業の「高齢者いきいき相談室」との連携や、地域の民生委員や老人会、学区の社会福祉協議会とも連携し、地域の独居の方や障がいがある方の情報を収集しながらニーズを掘り起こし、地域の方に関わりながら地域ネットワークの育成・サポート体制づくりを進めていきます。新たに名古屋市社会福祉協議会の事業である「地域よりどころ相談窓口」の委託を受け、福祉施設の専門性を活かし、既存の制度やサービスでは解決できない地域住民の生活と福祉の課題の相談窓口として展開します。

②施設で在宅の介護者に対し、介護技術の指導助言を行ったり、職員が施設の外に出て、介護に関わる相談や勉強会の実施などを行うなど、特養が持っている介護に関する知識や技術を地域に還元していきます。

③特養のことを地域の人に知ってもらう為に、入所者が地域のサロン等に参加する可能性を模索し実現を目指します。

④「在宅入所相互利用サービス」の活用を図り、特養待機者が必要な時に特養の利用をし、また在宅に戻り住み慣れた家や地域での生活が可能となるよう支援していきます。

⑤デイサービスが窓口となる八事学区の高齢者や地域住民向けに開催される趣味の講座や交流の場などを、特養の利用者も活用し生活の幅を広げ、気持ちに潤いが持てる工夫をしていきます。

（１１）利用者の潤いのある暮らしづくりの協力者として、感染予防に配慮しながら安定して入ることができる外部ボランティア等を受入れる為の体制整備を続けます。

（１２）災害・感染症に強い施設づくり

①災害・感染症に備えて設備・備品（備蓄品、救助用品、職員用帰宅用品など）の改善・整備、建物内の転倒防止対策など安全対策を講じます。

②災害・感染症発生時の利用者、職員や家族の安否確認を行うシステムを構築し、復旧や支援

活動が速やかに行える体制を整えます。

③利用者等の支援がスムーズに行えるよう緊急連絡先の整理、支援カードなどの整理を行い、誰でもが安否確認や支援ができるツールを整備します。

④災害・感染症発生時、関係機関からスムーズに物資や人材の支援が受けられるように、地域や施設間協定を締結しネットワーク構築に努めます。

⑤事業継続計画（ＢＣＰ）を基に、設備保守計画を策定すると共に、災害発生時や復旧対応を想定した訓練を、定期的実施していきます。併せて、訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。また、停電時や福祉避難所開設時を想定した行動や設備・備蓄品使用の訓練に努めます。

⑥感染症発生時における業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、研修の実施、訓練（シュミレーション）を定期的実施していきます。

4.行事予定

4月	花見・花祭り
5月	買い物ツアー
6月	
7月	七夕、夏まつり(こども園)
8月	夏まつり、花火、総合防災訓練
9月	敬老会(こども園)
10月	運動会(特養、こども園、名古屋市)、ふれあいまつり、秋刀魚の日
11月	名古屋市作品展への参加、移動動物園
12月	年忘れ会、餅つき
1月	初詣、初釜
2月	節分、鍋
3月	スイーツバイキング、梅見、ひなまつり、卒園児お別れ会、総合防災訓練

※感染状況により、開催及び内容に変更があります。

5.その他

定 員

入 所 80名、短期入所 20名

職員数 70名（常勤 60名、非常勤 10名、嘱託医 3名）

令和7年度 事業計画（案）

南山の郷居宅介護支援事業所

1. 基本方針

- (1) できる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、支援に取り組みます。
- (2) 高齢者の権利擁護についての正しい理解に努め、「本人らしい生活」を送ることができるよう本人の思いを汲み取り、生活に反映させていくことを大切にします。
- (3) 介護保険サービス事業者のほか、地域の社会資源に着目し、安心して生活を送ることができるよう情報の収集に努めます。また医療機関、特に掛かりつけ医等との連携を強化し、情報の共有と適切なサービス提供に繋げていきます。
- (4) 居宅介護支援に関する知識・技術を習得する機会を持ち、資質の向上に努めます。

2. 主な課題

- (1) 自立支援と個別化の視点に立ったケアプランの立案、特に要介護2以下の方の在宅生活継続を支援するためのケアマネジメント力の強化
- (2) (1)を叶えるための聞き取り能力や、想いを汲み取る力の向上
- (3) ケアマネジメントに関わる知識、特に令和6年度以降の介護報酬改定に関する知識の習得と、迅速・柔軟に支援を行うための実践力・応用力の向上
- (4) 各機関や民生委員等との連携強化および住み慣れた地域での生活を継続するために役立つ情報の収集、地域に根付いた相談窓口としての発展
- (5) 医療的ニーズの高い方や虐待が疑われる方にも迅速・柔軟に支援を行うための、アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）や権利擁護の学習及び取組みの強化
- (6) 災害や感染症に関する知識の向上と対策強化
- (7) 業務の効率化、個人情報保護に基づいた記録の整理と情報の発信
- (8) 要介護・要支援認定調査のスキルの向上

3. 主な方策

- (1) 介護給付とケアマネジメントの理解・把握に努め、行政機関、いきいき支援センター、関係事業所、主治医を始めとした医療機関との連携を図ります。また個別性のあるケアプラン作成に努め、利用者の特性を踏まえて自立に向けた支援を行います。
- (2) 介護予防サービス及び総合事業の理解・把握に努め、いきいき支援センターや関係事業所との連携を図ります。また受託した場合は地域のネットワークを活用し、自立支援の視点を持ちながら適切なケアマネジメントを行える様に努めます。
- (3) 積極的に研修会等に参加して情報収集を行い、正確な情報提供に努めます。また法人内の研修や会議、自主勉強会等を通し、サービスの質や経営意識の向上に努めます。その他、利用者アンケート（ユーザー評価）や居宅支援の自己評価を行うことで、職員の資質向上を図ります。
 - 1) 外部研修：感染対策を十分取った上で参加し、職員の資質向上を図ります。

昭和区介護保険関連事業者連絡会主催の研修会、名古屋市介護サービス事業者連絡研究

会主催の研修会、認定調査員現任研修、介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修、感染症や虐待に関する研修等

- 2) 内部研修：法人内にて自主学習等も含めた各種勉強会等を主体的に計画・実施し、事業所の枠を超えて介護支援専門員、相談員の資質向上に努めます。

事例検討会、相談援助技術研修、福祉・医療・保健制度や生活保護制度等の学習、権利擁護や法令遵守のための法令学習会等

- (4) 地域における身近な相談窓口として活躍できるよう、事業所内外からの情報収集に努め、また地域で開催される学習会等への講師派遣を検討する等して、地域の活動に積極的に参加する機会確保と相談窓口としてのレベルアップに努めます。いきいき支援センター主催の連絡会を通して、民生委員との連携・地域支援員との関係を強化し、困難ケースや虐待ケースにもチームとしてより深く取り組めるよう努めます。地域住民に親しまれるよう、法人内にて将来的に施設を開放できる様な企画も検討していきます。
- (5) 他事業所や医療機関に対して電話等の手段を用いて積極的にアプローチを図り、アフターコロナ社会における効果的な連携の構築に努めます。特に早期の在宅復帰に円滑に対応できるよう、急性期病院等との連携強化に努めます。
- (6) 安否確認のためのツール作り等、緊急時・災害時に臨機応変に対応できる体制の構築および、その体制に応じた災害訓練の計画・実施に取り組みます。
- (7) 業務を効率的に進められるよう、適宜関係書類の見直しを図ります。またプライバシーの保護、個人情報の保護に努め、個人の記録や情報を適切に管理します。
- (8) 介護支援専門員実務研修における実習の受入れ体制を整え、将来のケアマネジャーの育成に協力していきます。

4. その他

- (1) 介護支援専門員標準担当件数

常勤換算にて概ね5.5件（要支援者＝介護給付0.5換算）

- (2) 職員数 2名（常勤1名、非常勤1名）

令和7年度 事業計画（案）

南山の郷デイサービスセンター

1. 基本方針

- （1）住み慣れた地域（環境）で、社会性を保ち、いつまでも元気でその人らしく自立した生活が維持できるように支援します。
- （2）利用者の「生涯自宅」でとの思いを踏まえながら、残存機能を活かした自立支援（生活機能の維持・向上）及び生活援助を個別的に行ないます。
- （3）家族の介護負担軽減に努め、安心して利用いただけるよう相談や報告が気軽にできる体制を整えます。
- （4）経営の安定、安定したサービスの提供に努めます。
- （5）認知症に特化したサービス体制を整えます。

2. 主な課題

- （1）利用者を支える地域連携の拠点としての機能が発揮できるような体制の構築
- （2）家族が抱える課題解決のため、連絡帳や自宅訪問等を活用した相談援助体制の構築
- （3）八事学区の高齢者や地域住民が自由に集え、地域組織の育成、サポート等を行える窓口的な体制づくり
- （4）「身体状況・利用の目的」等、多様なニーズを的確に把握し、サービス内容に反映させていくこと
- （5）利用者が快適に過ごしていただけるよう環境を整備し、整理整頓に努めること。
同時に、職員の働く環境の改善や整備にも取り組むこと
- （6）社会資源の活用を推進すること（ボランティア・地域資源等）
- （7）安定した事業の運営と快適なサービス提供を継続できるよう、職員同士のチームワークや情報共有を大切にすること。また、職員の仕事と生活の調和を重視すること
- （8）高齢者施設間での交流を定期的に実施することで利用者の生活が広がり、馴染みの関係を構築できること
- （9）利用者・家族に親しみを持っていただけるよう、開かれたセンターを目指すこと
- （10）非常災害時における安否確認・支援体制を整備すること

3. 主な方策

- （1）地域住民や居宅介護支援事業所等に当デイサービスでの取り組みを伝える場として、地域の活動（認知症家族教室、昭和区認知症専門部会、昭和区介護保険事業者連絡会等）へ積極的に参加します。

居宅介護支援事業所へ定期的に訪問することで「信頼できる事業所」としての関係性を構築し、法人のHPやFAXを活用することで情報をこまめに発信していきます。また、地域にある事業所として認識していただけるよう当デイサービスの特徴をまとめ

たチラシ等を作成し、HP からいつでもダウンロードできるように整備します。

- (2) 定期で発行している新聞や日々の連絡帳等を活用し、利用時の状況等を家族へ報告します。また、家族が抱える課題等を相談された場合は必要に応じて自宅訪問、送迎時や電話等を活用して報告・相談等の対応をします。「家族のたどる心理ステップ」等を職員間で共有し、在宅介護者の介護力向上や相談できる場の提供等、相互間の連携も必要に応じて行います。居宅介護支援事業所や各種介護サービス事業所等へも同様に利用者の状況を電話や書面等にてこまめに報告します。
- (3) 地域連携の拠点（八事学区）として様々な地域活動へ生活相談員や機能訓練指導員等を派遣します。また、独自で実施する体操教室では「介護相談」や「生活上の相談」等、サロンの要素も取り入れながら企画・開催していきます。さらには、民生委員や地域の関係機関等へも参加の働きかけを行い、八事学区社会福祉協議会との協議の場が持てるよう推進します。「近所で生活する方々が気軽に立ち寄れるような拠点づくり」を目指し、住み慣れた地域（地域共生社会）での生活が続けられるよう、サポート体制に努めます。
- (4) 日常生活動作の維持または改善の状況を確認できる体制を整え、デイサービス利用時だけではなく自宅でも継続して実施できる機能訓練内容の提案を行います。また、利用者・家族が抱える在宅での困り事や新たなニーズ等を確認し、通所介護計画書に反映することで職員一人ひとりが利用者の在宅生活全体を把握できるよう努めます。デイサービス内でも多職種連携を図りながら生活機能の維持・向上が図れる機能訓練の要素を取り入れていきます。外部リハビリ機関等とリハビリ連携パスの構築、管理栄養士による食事の観察や栄養・食事調整等の栄養管理、言語聴覚士による言語療法等も積極的に実施します。

入浴介助を適切に行うことができるよう、入浴介助に関する研修や勉強会等を定期的に実施します。その際、機能訓練指導員や理学療法士、介護福祉士等と協力し、利用者の具体的な動作確認や環境調整等の方法を職員に対して指導していく。また、科学的介護に基づく適切なサービス提供を目指し、科学的介護情報システム（L I F E）へのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を評価するケアマネジメント体制を構築します。

職員に対して認知症ケアに関する事例検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催し、職員全員が認知症の理解を深めることができるよう環境を整えます。認知症介護実践者研修等の修了者をサービス提供時間帯に配置し、小集団等による認知症の症状の進行を緩和するケアを計画的に実施します。また、回想法等のボランティアを定期的に受け入れ、地域の認知症サポーターが活躍できる場を提供します。

- (5) センター内の整理整頓に努め、利用される方が安全で快適に過ごすことができるよう配慮します。また、職員に対しても、5 S活動（整理・整頓・掃除・清潔・しつけ）の推進を行い、「各委員会が求めるレベルの5 S活動」の共有に努めていきます。

(6) 定期的なボランティア活動はできる限り継続していく。昭和区ボランティアセンターや近隣の各学校等の活用、認知症サポーターフォローアップ研修への働きかけ等、新たなボランティアの発掘にも努めます。また、地域資源の活用として様々な行事を開催し、その際にご協力いただける環境を今後も増やしていきます。

(7) 終礼やカンファレンス、職員会議等を活用し、利用者の処遇面や業務の見直し等の問題把握に努めます。次に、改善策を皆で検討→実施→評価→修正の流れを繰り返します。また、職員の仕事と生活の調和を大切にし、常に業務の適正化を図ることで自ら積極的に行動できる人材を育てる環境づくりも構築していきます。

職員の目標等を共有・支援するため、定期的に職員面談を実施します。職員の資質向上、自分自身で考え行動できる専門職の育成、職員の悩み等の把握や支援につなげます。その方法として、内外部の研修への参加を積極的に促し、オンライン研修システムを活用しながら専門性の向上、資質の向上に努めていきます。更なる業務の効率化、情報共有等を行うことにより、有給休暇の取得促進等による公私の充実感を高めます。

(8) 高齢者施設間で利用者の交流を深めるため、お互いの事業所で情報交換を密に行う。施設全体で気軽に参加できる行事計画等を行い、支援内容の適正化を検討・実施します。

(9) 送迎時や来所時の挨拶、電話対応等で利用者・家族に安心していただけるよう定期的に職員同士で意見交換や接遇指導を実施します。毎朝礼時では出勤者全員で「命の輝き」を唱和し、初心を忘れないよう努めます。

(10) 非常災害時における利用者・家族や職員の安否確認の方法および支援のため、BCP（事業継続計画）を整備し、定期的に継続計画に基づいた避難訓練を実施します。また、停電時や福祉避難所開設時を想定した行動、設備・備蓄品使用の訓練を行います。感染症発生時におけるBCP（業務継続計画）を基にした研修、訓練（シミュレーション）等へ定期的に参加し、迅速に対応できるようにしていきます。

4. 行事予定【通常時】

4月	花見外出 花まつり
5月	節句 菖蒲湯
6月	
7月	七夕
8月	盆踊り 夏まつり 総合防災訓練
9月	敬老会
10月	ふれあいまつり 運動会
11月	移動動物園

12月	クリスマス会 しめ縄作り 餅つき 柚子湯
1月	初釜
2月	節分
3月	卒園祝い ひなまつり 総合防災訓練

※新型コロナウイルス感染状況により、開催及び内容に変更があります。

【通常時】

毎月 ルンビニー園合同誕生会 作品作り 体操（歌） 手作業 回想法 等
不定期 施設間交流会（ルンビニー園・南山寮等） 少人数での外出行事（喫茶・散策等）

【感染対策実施時】

毎月 デイサービス単独誕生会 作品作り 体操 手作業 回想法 等

5. その他

定 員 1日34名

職員数 16名（常勤 7名、非常勤 8名、派遣（看護）1名）

令和7年度 事業計画（案）

小規模多機能ホームみなみやま

1. 基本方針

- （1）住み慣れた自宅や地域で、その人らしく最期まで共に支えあい、安心した暮らしが維持できるように支援します。
- （2）気軽に集い、ほっと、ゆったりでき、優しさと笑顔が溢れる家を目指します。
- （3）有する能力をいかしたケア（介護から支援）に努め、その時その方に合った「支え方」でサービスを提供することで、その人らしい自宅での生活を目指します。
- （4）経営の安定と安定したサービスの提供に努めます。

2. 主な課題

- （1）自立支援の視点に立ったケアプランの立案と尊厳あるサービスの提供
- （2）安心して在宅生活を送る為の支援強化と医療連携
- （3）介護に関わる知識・技術の向上
- （4）認知症対応力の強化
- （5）利用者と家族・地域との相談・交流・連携
- （6）職員の働く環境の改善・整備
- （7）災害・感染症に強い施設づくり
- （8）経営の安定

3. 主な方策

- （1）介護給付ケアマネジメントの理解・把握に努め、行政機関、地域包括支援センター、関係事業所、主治医をはじめ医療機関との連携を図り、個別性のあるケアプラン作成に努め、利用者の特性を踏まえ自立に向けた支援を行います。
 - ・「アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の考え方を学び、ケアプランに本人の意思を反映するなどの実践の具現化を図ります。また、科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出フィードバックによる更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を評価するケアマネジメント体制の構築に努めます。
- （2）訪問サービスの二人体制を継続し、在宅生活継続に大切な自宅での生活を支えられるように訪問支援の充実に努めます。
 - ・協力医療機関と連携し、嚥下困難者に対しての摂食嚥下評価を継続的に行いながら、生活の質（食事形態）を確保しながら誤嚥性肺炎予防に努めます。
 - ・認知症のタイプ別ケアとして、家族の同意があれば主治医と相談を行いながら、CT診断等により認知症の種類を把握し、安心して在宅生活が継続できるよう支援に努めます。
 - ・機能訓練指導員（理学療法士）を配し、安心して在宅生活が継続出来るように機能の維

持・向上に関する指導を利用者・家族・職員に行っていきます。また、医学的評価に基づく定期的なアセスメント及び計画書の見直しを専門職員との連携により実施します。

- (3) 施設内・外部研修（オンライン研修）の積極的な参加と各委員会の勉強会により、知識・技術の向上を図るとともに、参加出来なかった職員に対しても職員会議等でフィードバック研修を行うことにより、知識・技術の統一と向上が図れるように努めます。
 - ・ 認知症の医学的理解とB P S Dの理解に基づいた日常ケアの在り方や注意すべきケアのポイント等を職員全員が共通の認識や意識が持てるように介護技術研修で学び実践に向けた行動が出来るようにカンファレンスや会議を通して共有出来るように努めます。
 - ・ 職員間で共通の認識・意識が持てるように、情報共有及び「報告・連絡・相談」の徹底と日々の業務の中での声掛けを意識付けします。
 - ・ 定期的な職員との面談により、個人目標の確認を行い、目標が達成できるように施設としてのサポートと評価を行いながら、一年間を通して職員育成に努めます。
- (4) 認知症介護実践リーダー研修修了者が、職員会議等の中で技術的指導を定期的に実施します。また、行動・心理症状（B P S D）の予防及び出現時の早期対応にチームで取り組めるよう、認知症チームケア推進委員会等を中核に実践化を進める取組に努めます。
- (5) 在宅生活・地域との交流が継続出来るように、家族・民生委員等の関係作りの構築を行い、適宜ケアプラン・支援の見直しを行います。
 - ・ 地域との交流として、施設内外の清掃や環境整備を各施設の職員や利用者と共に行うことで、支えあいの意識や社会活動への参加の意欲を高められるように努めます。
 - ・ 地域住民への介護支援の一環で、登録以外の方に対しても緊急性があれば空き居室を使用し、地域利用者の受け入れを行います。
 - ・ 利用者の家族や利用者に関わりのある地域住民等を対象に、相談の場の提供や訪問による介護指導を行い、安心安全に在宅生活が継続出来るように支援します。
 - ・ 認知症サポーター養成講座を地域住民の方に受講して頂き、認知症の方が安心して過ごせる地域づくりを目指します。また、施設内で養成講座フォローアップを行うことにより、利用者と地域住民が交流できる場所の提供を行います。
 - ・ 名古屋市社会福祉協議会が実施する「地域よりどころ相談窓口事業」に協力し、地域住民が抱える生活や福祉の相談窓口となり、介護が必要になっても住み慣れた場所で安心して生活出来るようにサポートします。
- (6) サービスの質を維持しながら、適正な業務見直しにより効率・節約に努め、職員の働く環境の改善・整備を行います。
 - ・ 職員会議、役職者ミーティングにより業務の流れ・対応についての確認・修正を適時行います。また、「業務マネジメント」に主眼を置き、業務手順の明確化・業務の目的の明確化・業務の見える化・役割分担及び多職種との連携の明確化・業務のマニュアル化に取り組みます。
 - ・ 5 S活動の推進（整理・整頓・掃除・清潔・しつけ）を図り、「業務の見える化」「業務の整理」、「業務の引き算」×「多角度」により、職員の介護負担の軽減に努めます。
- (7) 訪問時に災害時に家具等の転倒防止や転落防止等の安全対策が確保されているかの確認を行い、利用者・家族と相談しながら適宜環境整備に努めます。

- ・災害時に備えて設備・備品（備蓄品、救助用品、ポータブル蓄電器、職員用帰宅用品など）の改善・整備、建物内の転倒防止対策など安全対策を講じます。
 - ・事業継続計画（BCP）を基に、災害発生時や復旧対応を想定した訓練を定期的実施していきます。また、停電時や福祉避難所開設時を想定した行動や設備・備蓄品使用の訓練に努めます。
 - ・感染症発生時における事業継続計画（BCP）に基づいた、研修の実施、訓練を定期的に実施して行きます。
- （８）稼働率の安定を図る為に、いきいき支援センター・地域医療連携室等に訪問し、小規模の特性について情報提供を行い、その中で在宅生活を希望される方に対する支援が行えるように、関係の構築を継続的にして行きます。
- ・ケアハウスと連携して、疾患や認知症の初期から関わりを持ち、状態の安定と予防的な支援が必要なケースについては、ケアハウスとの連携を進め出来る限り長く、ケアハウスで生活出来るような支援に努めます。
 - ・「地域よりどころ相談窓口事業」で、住み慣れた場所で安心して介護が受ける事が出来るように、サービスの提案を行います。

4. 行事予定

4月	花見（桜）
5月	母の日、節句、菖蒲湯
6月	父の日、衣替え
7月	七夕会、土用の丑
8月	夏まつり、花火、かき氷
9月	敬老会、お月見
10月	体育会、秋刀魚の日、衣替え、ふれあいまつり
11月	紅葉狩り
12月	年忘れ会（クリスマス会）、柚子湯、餅つき
1月	初詣、初釜、鏡開き、七草の日
2月	節分、花見（梅）
3月	雛祭り、進級祝い（園）

随時、季節感のある手作り昼食・おやつ作り、誕生日会、喫茶外出、世代間交流（ルンビニー園・南山寮）、他施設交流（GH・デイ・特養）、個別外出、地域行事を実施します。運営推進会議（２ヶ月に一度、第４月曜日）

※感染症の状況により、開催及び内容に変更があります。

5. その他

定 員 登録２５名

職員数 １５名（常勤 １１名、非常勤 ３名、機能訓練指導員 １名）

令和7年度 事業計画（案）

グループホームみなみやま

1. 基本方針

- （１）認知症のため見失われがちなその人の尊厳、個性、可能性、求めていること（願い、希望）を見出して、本人がその人らしい暮らしをゆったりと過ごせるように支えていきます。
- （２）お一人おひとりの個性や残存機能を活かし「一緒に過ごす」ケアを大切にし、自由にありのまま、人や自然とふれあい、地域の中でお互いに支え合いながら生活を楽しみます。

2. 主な課題

- （１）「権利的擁護」の認識と、尊厳あるサービスの向上
- （２）「その人らしさ」を大切にした個別ケア
- （３）介護に関わる知識・技術の向上
- （４）利用者と家族・地域との交流・連携
- （５）職員の働く環境の改善・整備
- （６）重度化に伴う医療との連携
- （７）災害・感染症に強い施設づくり

3. 主な方策

- （１）本人の生き方を尊重し、本人が「自分の人生」を選択した暮らしがしていけるよう、「安全」「安心」「選択の自由」が保持される介護サービス体制・環境の整備に取り組みます。
 - ・施設外研修（オンライン研修）に参加出来る機会を作り、「アドバンス・ケア・プランニング」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の考え方を学び、日々の生活の中で生かせるように努めます。
 - ・不適切ケア・虐待を未然に防げるように、不適切ケアに繋がる言動に対して記録を取り、職員会議やグループミーティングで不適切なケアを生み出す背景を共有・理解出来るように検討に努めます。
- （２）ケアプランを基に、利用者の心身の状態や生活パターンに合わせたケア内容や生活支援に努め、「その人らしさ」を大切にしたケアの実践を行います。
 - ・科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出フィードバックによる更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を評価するケアマネジメント体制の構築に努めます。
 - ・認知症ケアとして、専門医による識別診断、利用時等の頭部CT診断等によるタイプ別ケアの実施と、精神疾患等の障害についても他職種協働により専門性の高いケアに努めます。また、行動・心理症状の対応として、複数人で定期的なケアの評価、振り返り、計画の見直しを行います。認知症利用者の終末期ケアと意思決定・家族支援に必要な知識を学

ぶことで「その人らしさ」を意識したケアが実践出来るように努めます。

- ・口腔ケアとして、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士より、口腔ケアに係る技術的助言及び指導を受けながら、口腔ケアマネジメントに係る計画を立案し、今後も誤嚥性肺炎の予防に努めます。
- ・姿勢ケアの推進として、他職種連携による拘縮予防に有効なポジショニング・シーティングの知識・技術を学び安全・安心な介護を実践する中で、生活機能の維持と向上に努めます。また、心身状態や生活機能の適切な評価と福祉用具の適切な選定や調整を行います。
- ・看取りケアとして、利用者重度化に伴い、痰吸引が必要となっている為、継続的に痰吸引研修に順次受講します。また、協力医療機関と連携を取りながら、介護施設での看取りを他職種連携で家族と共に考え、学びながら実践していきます。

- (3) 施設内・外部研修（オンライン研修）の積極的な参加と各委員会の勉強会により、知識・技術の向上を図るとともに、参加出来なかった職員に対しても職員会議・グループミーティング等でフィードバック研修を行うことにより、知識・技術の統一と向上を図れるように努めます。
- ・認知症の医学的理解と行動・心理症状（BPSD）の予防及び出現時の早期対応の為にチームケアの確立と回想法を取り入れた音楽療法の導入を行います。
 - ・職員間で共通の認識・意識が持てるように、情報共有及び「報告・連絡・相談」の徹底と日々の業務の中での声掛けを意識付けします。
 - ・定期的な職員との面談により、個人目標の確認を行い、目標が達成できるように施設としてのサポートと評価を行いながら、一年間を通して職員育成に努めます。
- (4) 利用者が日々の生活の中で生きがいを感じられるように、行きたい場所・馴染みの関係を意識した外出支援を家族と一緒に考えながら実施に努めます。
- ・認知症サポーター養成講座を地域住民の方に受講して頂き、認知症の方が安心して過ごせる地域づくりを目指します。また、施設内で養成講座フォローアップを行うことにより、利用者と地域住民が交流できる場所の提供を行います。
- (5) サービスの質を維持しながら、適正な業務見直しにより効率・節約に努め、職員の働く環境の改善・整備を行います。
- ・職員会議、役職者ミーティングにより業務の流れ・対応についての確認・修正を適時行います。また、「業務マネジメント」に主眼を置き、業務手順の明確化・業務の目的の明確化・業務の見える化・役割分担及び多職種との連携の明確化・業務のマニュアル化に取り組みます。
 - ・5S活動の推進（整理・整頓・掃除・清潔・しつけ）を図り、「業務の見える化」「業務の整理」、「業務の引き算」×「多角度」により、職員の介護負担の軽減に努めます。
- (6) 喀痰吸引の体制が整った為、協力医療機関と協働しながら住み慣れた場所で、終末期を迎えられるように努めます。また、継続的に順次痰吸引研修を順次受講します。
- ・協力医療機関と連携し、嚥下困難者に対しての摂食嚥下評価を継続的に行いながら生活の質（食事形態）を確保しながら誤嚥性肺炎予防に努めます。
- (7) 災害時の利用者、職員や家族の安否確認を行うシステムを構築し、復旧や支援活動が速やかに行える体制を整えます。
- ・利用者の支援がスムーズに行えるように緊急連絡先の整理、支援カード、職員の勤怠管理や利用者のサービス提供記録などの整理を行い、誰でもが安否確認や支援ができるツール

を整理します。

- ・事業継続計画（BCP）を基に、災害発生時や復旧対応を想定した訓練を定期的実施していきます。また、停電時や福祉避難所開設時を想定した行動や設備・備蓄品使用の訓練に努めます。
- ・感染症発生時における事業継続計画（BCP）に基づいた、研修の実施、訓練を定期的実施して行きます。

4. 行事予定

4月	花見（桜）
5月	母の日、節句、菖蒲湯
6月	父の日、衣替え
7月	七夕会、土用の丑
8月	夏まつり、花火、かき氷
9月	敬老会、お月見
10月	体育会、秋刀魚の日、衣替え、ふれあいまつり
11月	紅葉狩り
12月	年忘れ会（クリスマス会）、柚子湯、餅つき
1月	初詣、初釜、鏡開き、七草の日
2月	節分、花見（梅）
3月	雛祭り、進級祝い（園）

随時、季節感のある手作り昼食・おやつ作り、誕生日会（外出・外食）、世代間交流（ルンビニー園・南山寮）、他施設交流（GH・デイ・特養）、個別外出、地域行事を実施します。運営推進会議（2ヶ月に一度、第4月曜日）

※感染症の状況により、開催及び内容に変更があります。

5. その他

定 員 18名

職員数 18名（常勤 11名、非常勤 7名）

令和7年度 事業計画（案）

高齢者向け賃貸住宅みなみやま

1. 基本方針

介護が必要な車椅子の方でも、個人の有する能力に応じ、自立して日常生活を営むことが出来るように支援します。

- （1）自分や自分の両親に『して欲しい』ことは、させていただきます。
- （2）自分や自分の両親に『して欲しくない』ことは、絶対にしません。
- （3）「施設」では物足りない「プライバシー」「在宅」では得られない「コミュニティ」を大切にし、季節や自然を感じながら生活できる支援をしていきます。

2. その他

運営懇談会（年2回）

定 員 6名

職員数 2名（非常勤、1名小規模多機能ホームと兼務）

令和7年度 事業計画（案）

ケアハウス南山の郷

1. 基本方針

- （１）利用者の方々に今までの生活を維持していただけるよう、課題やニーズを的確に把握し、関係機関と連携しながらサービスを提供します。
- （２）利用者が、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービス（行事、日課）の提供を行うとともに、生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供し、介護予防に努めます。

2. 主な課題

- （１）職員の資質と施設サービスの向上
- （２）稼働率の安定と利用継続のための施設内外のケアの構築
- （３）苦情への迅速な対応
- （４）地域等との交流の促進
- （５）生活環境・生活空間の整備・改善
- （６）定期的な家族との交流

3. 主な方策

- （１）利用者と日々のコミュニケーションを図りながら、心身の状況を把握し個別プランを作成します。プランは栄養管理も含めた生活全般について作成し、管理栄養士や関係機関と連携しながら必要な援助や助言を行ないます。
 - ・提供したサービスに関し利用者の意見を聞き、施設サービスの向上を図ります。また、行事や生活支援サービス等の見直しをすることで利用者の満足度を高めるように努めます。
 - ・利用者のニーズに合わせ、個別ケアに基づいた自立支援の対応に努めます。利用中に要支援や要介護が必要になった場合には、状態に応じて積極的に併設事業所（特に小規模多機能居宅介護）やその他介護保険サービス等の利用を図りながら、できる限りケアハウスでの生活が継続できるよう支援を行います。特に疾患や認知症の発症等により予防的対応が必要なケースについては、早期の段階で介入し、小規模多機能との連携を進め、生活や病状の悪化防止に努めます。
 - ・要支援、要介護認定を受けた場合でも安心して利用頂けるよう、ケアハウスの対応基準や支援内容を、利用者および関係機関に具体的に示していきます。
 - ・日常の生活相談だけでなく介護認定から各種の書類の申請に関わる相談・代行などにも幅広く対応をしていきます。
 - ・職員と利用者・家族との信頼関係が築けるよう、利用者・家族の不安に親身に対応し、専門職として信頼されるよう意識の向上と適切な対応に努めます。
 - ・外部研修（オンライン研修の活用も含め）、内部研修又は法人内研修を通し、職種・役職に応じた教育訓練を行います。継続的に課題となるテーマ（接遇マナー、認知症の理解など）につい

は、部署内でミニ学習会を定期的の実施し職員全体の質を高めていきます。また、利用者アンケートを行うことで職員資質と経営意識の向上に努めます。

(2) 利用者の個別ケアの対応と自立支援の援助に向けて病状管理シートを活用し、小規模多機能夜勤者等との連携に努めます。情報により可能な対応を行うと共に、本人およびご家族に対し、居宅介護サービス、施設・医療機関に関する情報提供と必要な支援を行います。

・他施設に移動するまでの待機期間も、必要に応じての施設サービスと介護保険サービスと医療が安心して受けられる環境を整備していきます。

① 医療機関・薬局との連携体制の充実

② 緊急対応の充実（医療・ケアマネ・家族・併設施設職員・介護事業者他との役割分担と連携で緊急時の混乱を防止します。）

(3) 利用者や家族からの苦情が寄せられた場合には、速やかに対策を検討して、サービスの改善に努めます。

(4) 感染予防に注意しながら、関係機関との連携や社会資源を活用し介護予防に努めます。

・地域資源等を積極的に活用しながら、講座、教室等を企画し介護予防に努めます。

① 口腔機能向上 口腔ケアについて歯科衛生士による指導

② 健康 保健センターの保健師による講座

③ 安全・防災 警察署や消防署職員による講座

④ 介護・認知予防 保健所、包括支援センターの講座・相談窓口の紹介

・季節に応じた地域の行事や趣味活動の情報を収集し、参加できるよう支援します。また、南山寮や他部署との交流や趣味を生かした活動の場を施設内外で参加できるように企画・情報提供します。

・デイサービスが窓口となる八事学区の高齢者や地域住民向けに開催される趣味の講座や交流の場を活用し、生活の幅と気持ちに潤いが持てる場の提供をしていきます。

・利用者の年代や性別に合わせて、必要な情報や興味の持てるテーマについて情報提供し、生活の活性化と健康寿命の支援をしていきます。

・地域との交流として、施設内外の清掃や環境整備を各施設の職員や利用者と共にを行うことで、支えあいの意識や社会活動への参加の意欲を高められるよう継続していきます。

(5) 建物・設備・備品の修繕・購入を計画に従い実行します。必要に応じて、利用者の生活に支障がないよう速やかに対応します。また、定期的に点検・整備を実施します。老朽化が進んでいる床・壁紙補修工事および居室のエアコンを順次更新していきます。

・要支援や要介護状態、疾患や退院時等の状態変化にも柔軟に対応できるよう、環境整備と必要備品の購入を行います。

・火災・地震対策に備えての安全確保

事業継続計画（BCP）を基に、災害発生時や復旧対応を想定した訓練を定期的の実施していきます。また、停電時や福祉避難所開設時を想定した行動や設備・備蓄品使用の訓練を定期的の実施します。

併せて、居室内外の避難経路の確保と点検、居室内の非常物品の確保、家具等の転倒防止対策を実施します。

(6) 定期的に家族との面談等を行い、利用者の状態や状況の情報を共有しながら、利用者が心身ともに安心して生活ができるよう支援します。利用者自身の「思い」を家族とも共有していきけるよう、サービス担当者会議、行事への家族の参加の案内や、利用者の写真や記録などを活用

し思いの共有ができる工夫を行います。

4. 行事予定

4月	花見
5月	児童と交流外出行事、野菜・花植え
6月	名古屋市老人福祉施設輪投げ大会、健康教室
7月	土用の丑、盆供養、児童と交流行事、七夕飾り
8月	総合防災訓練
9月	敬老会、野菜・花植え
10月	秋刀魚の日
11月	名古屋市老人福祉施設協議会作品展
12月	クリスマス会、餅つき
1月	初詣、雑煮、初釜、野菜・花植え
2月	節分
3月	梅見、総合防災訓練、園児と交流

※新型コロナウイルス感染状況により、開催及び内容に変更があります。

5. その他

定 員 30名

職員数 7名（常勤 4名、非常勤3名）